

厚生経済常任委員会会議録

令和8年6月23日(火)

令和8年6月23日(火)午前10時01分から厚生経済常任委員会を第一委員会室に招集した。

○ 出席した委員は、次のとおりである。

委員長	飯島 孝也		
副委員長	有賀 公子		
委員	広瀬 明弘	高畑 一幸	青柳 好文
	高野 浩一	荻原 哲也	渡邊 敬介

○ 欠席した委員

なし

○ 委員以外で出席した者は、次のとおりである。

議長 相沢 俊行

○ 説明のため出席した者は、次のとおりである。

総務課長	小林 好彦	環境課長	矢口 成彦
福祉総合支援課長	土橋 美和	介護支援課長	早川 崇
健康増進課長	武藤 陽子	観光商工課長	林 正樹
農林振興課長	有賀 博	建設課長	河合健太郎
都市整備課長	野田 一寿	上下水道課長	岩波 一貴
環境課	中村 俊彦	観光商工課	雨宮 亨
農林振興課	姫野 敏樹	農林振興課	金子 猛
建設課	田村 俊彦	都市整備課	名取 伸二
都市整備課	勝村 公一	上下水道課	小倉 真
上下水道課	岡 紀仁		

○ 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局書記 広瀬 拓也 筒井真奈美

○ 会議に付された案件は、次のとおりである。

議案第36号 甲州市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例制定について

議案第39号 甲州市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について
請願第 1号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を
求める請願

〔開会 午前10時00分〕

- 委員長(飯島孝也君) 初めに、議会広報編集委員会から撮影の申出があり、これを許可しておりますので、ご承知おきください。

ただいまの出席委員8人。定足数に達しておりますので、厚生経済常任委員会を開会いたします。

議長挨拶

- 委員長(飯島孝也君) 議長が見えておりますので、挨拶を受けます。

- 議長(相沢俊行君) 皆さん、改めておはようございます。

本委員会に付託されました議案等を中心に、審査よろしくお願い申し上げます。

開 議

- 委員長(飯島孝也君) これから本日の会議を開きます。

本日の議題につきましては、6月8日の本会議において当委員会に審査を付託された条例案2件、請願1件の審査をお願いいたします。

なお、審査終了後のその他の件につきましては、事前に質問をいただいておりますが、追加の質問がある委員は、この後、最初の休憩中に私まで申出をお願いします。

議案第36号

- 委員長(飯島孝也君) 初めに、議案第36号 甲州市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。岩波上下水道課長。

(当局説明)

- 委員長(飯島孝也君) 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

(発言する者なし)

- 委員長(飯島孝也君) ないですね。

議案第36号についての質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第36号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 委員長(飯島孝也君) ご異議がないので、さよう決しました。

議案第39号

- 委員長(飯島孝也君) 次に、議案第39号 甲州市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。野田都市整備課長。

(当局説明)

- 委員長(飯島孝也君) 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

高畑委員。

- 委員(高畑一幸君) きれいに整備されました「甲州市果実の郷スポーツ広場」、これが正式名称でございますけれども、先日より「こびっとひろば」という別称で親しまれるようにということですが、正式名称が「甲州市果実の郷スポーツ広場」とあり、案内表示みたいなものはどちらでやるのですかね。「甲州市果実の郷スポーツ広場」でいくのか、「こびっとひろば」でいくのか、そういうのは今どうなっているのか。物があってもう設置してあるとか、そういう状況をちょっと教えてください。

- 委員長(飯島孝也君) 野田都市整備課長。

- 都市整備課長(野田一寿君) お答えいたします。

愛称名としまして、「こびっとひろば」と銘打ってございますので、そのような案内とかは「こびっとひろば」で行いたいと思います。一応参考ですが、市役所前の防災広場につきましても、愛称名「塩むすび」ということでやらせてもらっていますので、同じ扱いで今後は行いたいと考えております。

- 委員長(飯島孝也君) ほかに質疑はございませんか。

荻原委員。

- 委員(荻原哲也君) お願いします。

今回の条例改正の施行日が7月1日からということの中で、実際、7月1日ですけれども、今も回覧等が回っているようですが、公園の近隣の方、地域の方に対して「こぴっとひろば」のお披露目というのでしょうか、そういったセレモニーを計画されているというお話もお聞きしているのですが、やはりそれだけ地域の方に対しての気遣いというところがあるのかなとは思っているのですが、今回、セレモニーを行うような場面についてのお考えでされているのかとお伺いできればと思います。

○ 委員長(飯島孝也君) 野田都市整備課長。

○ 都市整備課長(野田一寿君) お答えいたします。

7月1日午前9時から30分程度ですが、セレモニーを予定しておりまして、内容につきましてはグラウンドゴルフのこけら落としといいますか、そのような競技で体験みたいな形で集まっていたき、また、公園等に集まった方たちにセレモニーの中で案内をするなど、そのようなことを考えております。

○ 委員長(飯島孝也君) 荻原委員。

○ 委員(荻原哲也君) ありがとうございます。

グラウンドゴルフのこけら落としという話もありますけれども、近隣の住民の方もやはり一応声かけをされているので、参加はされるというようなことになるとは思っているのですが、ぜひ地元で愛される公園になっていただくような形で、ぜひそういった取組のほうも続けていただきたいと思います。お願いいたします。

○ 委員長(飯島孝也君) ほかに質疑はございませんか。

高畑委員。

○ 委員(高畑一幸君) すいません。管理条例化していただいて、厳格にやっけていただいていると思います。やはりスポーツ広場という感じでスポーツにいそしむ方、またペットの散歩に訪れる方、また子ども連れの方等々おりますが、公園内での不慮の事故というか、けががあったとか、そういうところの補償体制はどのようにになっているのか。対物、対ペットとか、何かあると思いますが、ちょっと何かありましたら教えてください。

○ 委員長(飯島孝也君) 野田都市整備課長。

○ 都市整備課長(野田一寿君) お答えいたします。

基本的には、全て個人の責任といいますか、ほかの公園も一律そうっておりますので、この公園にそういったようなものの設定はしていないところであります。

○ 委員長(飯島孝也君) 高畑委員。

○ 委員(高畑一幸君) 自己負担ということですが、健康遊具があるようなことも今ささやかれておりますので、健康のための遊具で不健康になってしまうような状態になったときも、自己責任ということなののでしょうか。そこはちょっと、条例の中にはうたっていないやもしれませんが、市の施設でけがをしたと、もし市民から言われた場合、どのような対応をするのかということも含めて、条例をつくっていったほうがいいのではないかと思います。そのようなところはお考えでございますか。

○ 委員長(飯島孝也君) 野田都市整備課長。

○ 都市整備課長(野田一寿君) お答えいたします。

先ほどお答えした中で、個人責任という解釈で私も説明させていただきました。これは、市内に点在する遊具のある公園も全て同じであります。基本的に一つ違うところは、例えばスポーツ広場と銘打ってグラウンドとか同じ解釈でいきますと、そういった市民が大会とか競技とか、そういったことで開催したものにつきましては、そういった賠償保険、いわゆるそういったものが市民の団体活動ということであれば、そういったものの適用は行われます。

○ 委員長(飯島孝也君) ほかに質疑はございませんか。

有賀副委員長。

○ 副委員長(有賀公子君) すいません。今後ですけれども、様々な管理等が発生すると思うのですが、例えば委託とか、その辺のことを詳しく教えていただくことはできますか。

○ 委員長(飯島孝也君) 野田都市整備課長。

○ 都市整備課長(野田一寿君) お答えいたします。

当初予算にて維持管理業務委託ということで計上させていただいております。その中で、業者への委託発注という形でそういった維持管理を行います。

また、それ以外にも職員等の目視とか点検等、現場のほうが入って何か不都合、不具合が起これば対処していきたいと、このように考えています。

○ 委員長(飯島孝也君) ほかに質疑はございませんか。

委員長を交代させていただきます。

○ 副委員長(有賀公子君) 委員長を交代いたします。

飯島委員長。

○ 委員長(飯島孝也君) 今回、私も「こびつとひろば」の式典に呼ばれていて、式典の主催者が市だったと思うのですが、グラウンドゴルフの協会というのですか、団体が呼びかけの一員としてあったのですが、ここの利用形態が主にグラウンドゴルフ場のようなこともあるのでし

うか。利用のルールみたいなものは定めていくのでしょうか、それも含めてお願いします。

○ 副委員長(有賀公子君) 野田都市整備課長。

○ 都市整備課長(野田一寿君) お答えいたします。

基本的には、こちらはグラウンドゴルフ専用ではございません。以前から言っておりますが、芝生等を利用しての軽スポーツ、健康等に特化したという形の中で今まで説明させていただいておりますので、そのような形態の利用を考えています。

また、公園とはいえ、そういった各種大会とか芝生広場を利用するのということがある場合は、こちらで専用の許可申請というものがございまして、その中で対応させていただいて、大会とか健康に関する、福祉に関するようなそういった大会等は開催していただくためには手続を取っていただければ可能となっております。

○ 副委員長(有賀公子君) 飯島委員長。

○ 委員長(飯島孝也君) 許可申請の際に、利用料金等は発生する規定なのでしょうか。

○ 副委員長(有賀公子君) 野田都市整備課長。

○ 都市整備課長(野田一寿君) お答えいたします。

料金等はございません。

○ 副委員長(有賀公子君) 委員長を交代いたします。

○ 委員長(飯島孝也君) ほかに質疑はございませんか。

高野委員。

○ 委員(高野浩一君) 今、課長の発言の中で、大会をやるときとか、一般の人が例えば数人集まって何かやろうというイベントと、大会方式にするようなイベントの、その線引きというのはどのような線引きを想定しているのですか。

○ 委員長(飯島孝也君) 野田都市整備課長。

○ 都市整備課長(野田一寿君) お答えいたします。

そういった線引きというのは、どこでもそうなのですが、線引きというのは基本的には考えてはおりません。というのは、申請が上がってきた時点でそういう活動とみなしますが、そのような認識であります。やはり、それぞれの公園でどこもそうなのですが、例えば親子でちょっと集まって何かバドミントンみたいなものをやっているとか、遊んでいるとか。中には5、6人でサッカーをやるとか、10人ぐらい集まってキャッチボールをやる等、そのような形なので、基本的には大会とか全面を使いたいとか、そういったもので団体として活動するようなものについては、申請が必要という認識であります。境というのは検討材料としては今のところ、何人以上という規定はござい

ません。

- 委員長(飯島孝也君) ほかに質疑はございませんか。

高野委員。

- 委員(高野浩一君) では別の質問でさえ、確認します。

その「塩むすび」をイメージすると、月に1回朝市があったり、週末に何かキッチンカーとかのイベントがあったり、営利目的でやるというようなことが開催されていますが、このこぴっとひろばでは営利目的のものについてはどのような考えを持っていますか。

- 委員長(飯島孝也君) 休憩いたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時23分

- 委員長(飯島孝也君) 再開いたします。

野田都市整備課長。

- 都市整備課長(野田一寿君) 答えいたします。

使用許可を取っていただければ可能でございます。

- 委員長(飯島孝也君) 広瀬委員。

- 委員(広瀬明弘君) 「公園」という管轄と「スポーツ広場」という管轄と、この場合は「広場」という区画に分かれていると思うのですが、それぞれの利用の違いというのはあるのですか。

- 委員長(飯島孝也君) 野田都市整備課長。

- 都市整備課長(野田一寿君) 答えいたします。

設置管理条例の中で都市公園と、それから都市公園以外の公園、それからいわゆる社会体育施設、そのような分類で行われますので、基本的には公園で幾つかの木があり、これはほとんどの公園が一緒になっていますので、同じような状況であるところもあります。今回のこちらの「こぴっとひろば」につきましては、甲州市の公園の設置管理条例に基づいた使用という認識であると考えております。

- 委員長(飯島孝也君) 広瀬委員。

- 委員(広瀬明弘君) やはりそういうことが分かるようなものをしっかりつくっておいて、誰でもここを使いたいときにどうしたらいいかということが分かるものを、ぜひつくっていただきたいと思っていますので、お願いします。

- 委員長(飯島孝也君) 都市公園以外の公園ということなので、その利用規定というのですか、

そういうのがあったほうがいいのではないかとということです。お願いいたします。

ほかに質疑はございませんか。

高野委員。

- 委員(高野浩一君) この広場の目的として健康増進と、あと防災機能も有していると思うのですけれども、防災機能の観点から、防犯カメラの設置の有無について確認します。もしないのであれば、どのような理由で、今後つける予定があるのかというところまで確認させてください。

- 委員長(飯島孝也君) 野田都市整備課長。

- 都市整備課長(野田一寿君) お答えいたします。

防犯カメラは設置してございます。

- 委員長(飯島孝也君) 高野委員。

- 委員(高野浩一君) あるということで確認できました。

台数と、あとどの辺にというのは、概略で結構ですのでお願いします。

- 委員長(飯島孝也君) 野田都市整備課長。

- 都市整備課長(野田一寿君) お答えいたします。

台数につきましては4基設置しておりまして、駐車場と、それから公園全体を見回せる形で設置のほうをしてございます。

- 委員長(飯島孝也君) 大丈夫ですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

- 委員長(飯島孝也君) ほかに質疑はございませんか。

(発言する者なし)

- 委員長(飯島孝也君) 議案第39号についての質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第39号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 委員長(飯島孝也君) ご異議がないので、さよう決しました。

請願第1号

- 委員長(飯島孝也君) 次に、請願1件を議題といたします。

この間、当局の皆さんは一度退室をお願いいたします。

請願第1号「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願、

この請願の取扱いについて、発言をお願いいたします。

萩原委員。

○ 委員(萩原哲也君) 貴重な時間をいただきましてありがとうございます。

それでは、今回の請願第1号につきまして、本会議でも佐藤議員から一度趣旨説明もされているわけですが、改めて別紙の案を一度読み上げさせていただきまして、その後、一部請願の趣旨というところも含めて、またお話しさせていただければと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

では、別紙案、最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書ということで、読み上げさせていただきます。

(請願書朗読)

以上が別紙のとおりの内容になります。

それにつけ加えまして、紹介議員として趣旨説明のほうを申し上げたいと思います。よろしいでしょうか。

本意見書は、深刻な物価高騰から市内労働者の生活を守ると同時に、人手不足とコスト高に苦しむ甲州市内の中小企業、小規模事業者、そして果樹農業や観光業に携わる皆様を国の責任において強力にバックアップすることを求めているものでございます。

地方自治法第99条の規定に基づき、内閣総理大臣及び厚生労働大臣、中央最低賃金審議会会長宛てに提出するものであります。

別紙の案のとおり、2025年の山梨県の地域別最低賃金は1,052円であり、東京都の1,226円と比較すると時給で174円、年収換算で32万3,640円もの深刻な格差が生じております。この地域間格差は、本市における若者や働き盛りの世代の流出を加速させ、深刻な人手不足を構造的に生み出す要因となっています。また、車社会である地方の維持費などを考慮すれば、地方の生計費は大都市圏と比べても決して安くはありません。地方でも誰もが安心して働き暮らせる社会を確立し、地方の雇用を守るためには、現行の地域別制度の欠陥を改め、最低賃金法を改正し、全国一律最低賃金制度へ移行することが不可欠であります。

そこで、本意見書では、第1項において、最低賃金法を全国一律制度に改正すること、そして、第2項において直ちに1,700円を実現し、将来的に2,000円を目指すことを求めています。毎日8時間、月20日働いた場合、時給1,700円での手取り額は月額でいいと21万円から22万円程度となります。物価高騰が長引く中、この水準は決してぜいたくなものではありません。最低賃金法第9条が掲げる労働者の健康で文化的な最低限度の生活を営むための真の最低ラ

イです。

しかしながら、市内の小規模事業者や農業者の皆様からは、これ以上の賃上げは経営がもたない、廃業の危機だというような切実な悲鳴が上がっていることも重々承知しております。生産性の向上や価格転嫁が容易でない地方の事業者には、単に法的義務だけを課すことは、地域経済を破壊しかねません。だからこそ、本意見書は第3項において、中小企業への支援策を抜本的に拡充、強化することを絶対の前提条件として強く求めています。現在のような手続の煩雑な助成金ではなく、税や社会保険料の事業主負担の直接的な減免、そして大企業による買い叩きを是正するような公正な取引ルールなどの確立、事業者が経営を継続できるレベルの大胆な激変緩和措置を国に求めるものであります。

本意見書は、労働者の生活を守る厚生と地元事業者の経営を守る経済の視点、この両輪を国の責任において同時に回させるものでございます。甲州市の未来と地域経済を守るため、委員の皆様のご理解とご賛同を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

以上です。

- 委員長(飯島孝也君) 皆さんからの発言をお願いいたします。

最終的には採決をと思っておりますので、その材料となる発言、ご意見、ご質問などをお願いしたいと思います。

高畑委員。

- 委員(高畑一幸君) 本請願の趣旨であります物価高対策や賃上げの必要性というものは十分理解をいたします。

しかし、今、国でも山梨県でも今現在、まさに実効性のある具体的な施策の検討や回答が進められているところであるということは承知をしておりますので、我々甲州市議会として意思決定を行うに当たっては、国や県が打ち出している施策の具体像や、それが地元中小企業や地域経済に与える効果を十分見極める必要があると感じます。

特に今、甲州市においては、果樹農家の方は本当に皆さん忙しくやっつけいらっしゃるところで、国や県からの何らかの施策がある可能性を今十分秘めている時期だと思います。そのような中で、ここで採択をということになってしまうのは、まだちょっと早いのかなと私は感じております。私の気持ちといたしましては、現時点では閉会中の継続審査ということにさせていただいて、さらに内容を読み込んでいったほうがいいのかなというような思いがございまして、一言言わせていただきたいと思います。

- 委員長(飯島孝也君) 荻原委員。

- 委員(荻原哲也君) 今、高畑委員のほうから、要するに請願の趣旨については十分に理解すると、ただ、政府の経済対策というか、中小企業に向けて、そういった部分を支援する策というのを見極めた上でという話もあったわけですがけれども、基本的には、今の異常な物価高騰というか、大変厳しい状況の中での政府の施策というものは当然期待するわけでありましてけれども、やはり、ベースとなる最低賃金という、先ほどもちょっとお話をしましたけれども、生活の部分で基本的な収入を一番担保する最低賃金というものに対してのこういったアプローチというのは、しっかり地方自治、特に生活者の生活を預かる地方自治体からしてみれば、やはり請願という形で出していくというのも大事かと思います。ぜひその辺も加味しまして、ぜひご検討いただければと思います。

- 委員長(飯島孝也君) ほかに発言がございますか。

採択、不採択に向かないというご意見も今出ているところもありますので、それが委員会でするのか、どういう取扱いができるのかということ、ちょっと過去の事例も確認をさせていただきたいと思いますので、少し休憩をさせてください。

休憩 午前10時43分

再開 午前11時00分

- 委員長(飯島孝也君) 再開いたします。

各委員の発言を求めます。

渡邊委員。

- 委員(渡邊敬介君) 私の考え方としては、やはり1,700円と書かれてしまうと、その数字が独り歩きするおそれがあると思います。やはり甲州市で見ても、農業を主体でされている方たちが、もしその数字を見たとき、やはり議会としてもそれを根拠なく推しているみたいになられても、ちょっと難しさがあると思いますし、やはり実態をもう少し把握した中で考えると、1,700円という数字に関しては、ちょっと賛同しかねるかなというところがあります。ただ、中小企業の支援とか、そういったものを促すというところに関して、賛成はしているつもりです。以上です。

- 委員長(飯島孝也君) ほかに委員からの発言をお願いいたします。

今、意見としては、採択、不採択を決めてしまうのはどうかという意見もありました。項目を3つ見ると、1つ気になるところがあるという意見もありました。今出ている意見はそういうところがございます。

広瀬委員。

○ 委員(広瀬明弘君) 本当に最低賃金を上げるということは、誰しも望むことかもしれませんが、反対に、企業側のほうの山梨県のGDPは多分35位以下だと思います。企業のほうの負担というところも考えたところも考慮してもらわないとならないのかなというところも考えなくてはいけないと思いますので、先ほど、渡邊委員のほうからも最低1,700円というところを今度打ち出したときには、それを払う経営者側の皆様方がやはり厳しい状況になっていくのではないかなというところで、やはり金額的なものも出てくるところは、なおさら厳しい状況。ただ最低賃金を東京とうちで比べると、GDPは東京は第1位ですから、そこと比べるともう本当に35位以下になっている山梨、中小零細企業しかほとんどないという状況の中では、最低賃金、なおさら金額が出てしまうというところでは、先ほども出ていたように個人農家で人を雇うにしても厳しい状況ではないかなと、上げることは本当にいいことだと思いますが、そういうところで、ちょっと疑問を持つところが出てきている。そういうところをちょっと考えていただけたらと思います。

○ 委員長(飯島孝也君) 荻原委員。

○ 委員(荻原哲也君) 先ほど、渡邊委員、それから今、広瀬委員からもご指摘があった部分なのですが、基本的には、もちろん市内の小規模事業者、農業者の皆さんからは、先ほどお話ししたような形で、これ以上の賃上げというのは正直経営がもたないであるとか、また廃業の危機だというような切実なお話というのは正直頂戴しています。そういう中にあって、やはり生産性の向上とか価格転嫁がなかなか難しい地方という部分においては、やはり中小企業の支援策を抜本的に拡充、強化するということは、絶対条件、前提条件ということを第3項で訴えているわけです。ですから、パッケージというのはセットという形で考えていただいて、逆に1,700円というのが仮にインパクトがあるというか、あまりにもというような部分であるならば、そういった部分についてもやはり斟酌する必要があるのかなというところは、今お話をお聞きする中で感じてはいるところです。

○ 委員長(飯島孝也君) ほかに発言はございませんか。

渡邊委員。

○ 委員(渡邊敬介君) ありがとうございます。

今の荻原委員のお話も、もうこの話自体が本当に、こうなったらいいなと私も思うところはあるのですが、やはり市議会としての意見として出すとき、やはり1,700円というのがパッケージというのが、仮に僕らが分かったとしても、これを世に出し市民の方々がやはりそれを理解するには、ちょっとその段階が来いていないのではないかなと自分はちょっと思いまして、そうなったらいい理想論と、やはり実態の部分のバランスは取っていかないと、議会と今度市民との距離感はかなり難

しいのではないかなと。僕らがそれを説明するという側だとしても、2万8,000人の方々はどういうふうこれを周知していくのか、それぞれの考え方が皆さんありますので、やはりバランスの中で考えていかないといけないかなと。この具体的な数字を出すという根拠は何も根拠になっていないと僕は思いますので。この最低限の数字から割り出しているというのは分かるのですけれども、払う側の根拠がない。そこの支援を促したいといっても、やはり今度、受け取る労働者側からしてみると、これが権利なんだみたいになってしまう可能性をつくったとき、ちょっと分断が生まれるかなという懸念を僕は感じます。

- 委員長(飯島孝也君)　すごく難しいのですけれども、まだ意見は何かありますか。

高畑委員。

- 委員(高畑一幸君)　今のこの請願に対して、私は先ほど継続という話をさせていただきました。

ただ、金額を訂正するとかという話になってくるということは、一部採択という形になるのかなと思うのですけれども、一部は承知するけれども、一部は承知しないよという話になるということ、もうこれは不採択と同等の考えだと思いますので、私はこのまま継続審査を勧めます。

- 委員長(飯島孝也君)　荻原委員。

- 委員(荻原哲也君)　ありがとうございます。

今、高畑委員のほうからそういった一部採択というようなお話もあったわけですが、もしこれは仮の話なのですが、第2項、1,700円、2,000円を目指すという項目について、逆にそこをカットした中で出し直すということがもし可能であるならば、今お話を聞いていますと、基本的には趣旨については賛同という話もあったわけですが、そういった形はできるのでしょうか。

- 委員長(飯島孝也君)　定例会の出し直しは可能なのですかね。不採択という結論を出して、もしここで提出を取りやめて、新しいものを出し直すということであれば、ここではちょっと判断を留保して取り下げるといえることですか。今回の意見書は取り下げて、別の意見書を出し直すというのを、第2項を多分、今の話だと削るということだと思うのですよね。3項目のうちの真ん中の項を削ってということですよ。1項目と3項目だけにすることですよ。それで数字の部分を削って、意見書をもう一回出し直すか。

何かご意見は。取扱いについてのことで、取扱いについてご意見がありましたらお願いしたいと思います。

荻原委員。

- 委員(荻原哲也君)　今、委員の皆様からいろんな形でご指摘も頂戴したわけですが、今

回、請願の中身、3つ項目を上げているわけですがけれども、意見書の中身、第2項目の1,700円、それから2,000円を目指すという項目について、削除した上で改めて意見書のほうを提出させていただくことが可能であれば、そういった向きも考えたいと思っております。ご審議いただけると助かります。

- 委員長(飯島孝也君) 請願はもう請願として出てきているところを、議会としての意見書をどうするかというところの今ご意見として、意見書を出しなおすといっても、でも請願の採択、不採択ですので、それを今の感じだと、その3つだと採択できないという発言が多い。

- 委員長(飯島孝也君) 休憩します。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時28分

- 委員長(飯島孝也君) 再開いたします。

請願の取扱いについて審査をしているところですが、一旦この審査について中断をして、その他の件についてのほうに移りたいと思います。

その他の件について

- 委員長(飯島孝也君) その他の件について、担当課別というところで質問をしていただきたいと思います。

ドライブに担当課別の一覧が出ているかと思います。追加で1問出ましたので、それも最後のほうに加えて質問をさせていただきます。

まず、建設課、農林振興課、観光商工課、福祉総合支援課(介護支援課、健康増進課)ということで、私のほうからその他ということで、1問各課に質問させていただきます。

委員長を交代します。

- 副委員長(有賀公子君) 交代いたしました。

飯島委員長。

- 委員長(飯島孝也君) 物価高騰について、ホルムズ危機等を含みながら、市内経済の影響と市の対策ということで各課に伺いたいと思います。

- 副委員長(有賀公子君) 河合建設課長。

- 建設課長(河合健太郎君) お答えいたします。

近年の物価高騰や世界情勢の不安定化に伴うエネルギー価格の上昇、これは公共工事にも大

きな影響を及ぼしております。

本市が発注する工事におきましても、設計単価は上昇しており、昨年と同じ時期で労務費が平均4.6%、コンクリート2次製品が平均16.6%、アスファルト合材及び骨材が平均5.5%それぞれ上昇しております。また、これらの最新単価を用いて昨年度発注した工事を再積算いたしましたところ、工事費全体では約8%の増加となる結果が確認されております。

さらに、中東情勢の緊迫化に伴うホルムズ海峡の航行リスクの影響で、ナフサを原料とする製品に在庫不足が生じており、本市発注の橋梁補修工事におきましては、当初予定していた塗料の確保が困難となり、材料変更を余儀なくされた事例も発生いたしました。しかしながら、代替材料への変更により対応しておりまして、工期や事業費への大きな影響は生じておりません。

- 副委員長(有賀公子君) 有賀農林振興課長。
- 農林振興課長(有賀 博君) 飯島委員長の質問にお答えいたします。

物価高騰に加え、ホルムズ海峡をめぐる情勢の不安については、農業資材価格に影響を及ぼしており、資材費はおおむね3割程度上昇しております。一方で、現時点では肥料価格は比較的落ち着いており、資材の確保自体はおおむね可能な状況にありますが、コスト増を、農協出荷の場合になりますが、価格については市場が決めているというところもありますので、コストの増を販売価格へ直接転嫁するということは困難であるのかなと思っております。

そのため、代替資材の確保の体制の整備や供給に今現在懸念がありますハウス用のビニール等については、既存資材の長寿命化を図るなど、今後の資材不足への備えなど、情報提供による経営支援を取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

- 副委員長(有賀公子君) 林観光商工課長。
- 観光商工課長(林 正樹君) お答えいたします。

市内商工業者に対しますホルムズ危機を含む物価高騰の影響につきましては、先日の一般質問において佐藤浩美議員にお答えしたとおりではありますが、実情把握のため、商工会ほか甲州市中小企業労務改善協議会、山梨労働局、山梨県中小企業家同友会、さらには個別の業種としては、勝沼ワイン協会や塩山温泉組合などから様々な場面において情報収集に努めております。

また、本課においても指定管理施設として観光施設を幾つか運営をしておりますので、毎月のモニタリング等におきまして、重油等燃料費や電気代の高騰により、大変厳しい営業状態にあることは確認をしてございます。

さらに、融資の関係におきましても、セーフティネット補償5号の業況の悪化している業種が4月から6月までは520業種でございましたが、7月から9月は指定業種が583業種ということで、63業種増えますので、全国的に見ても経営環境がまだまだ厳しいものになるということは承知をしております。その中でも、商工会とは意見交換、情報収集をまめに行っておりますので、各事業所への個々の調査につきましては、山梨県商工会連合会が四半期ごとに行っております中小企業景況調査報告書により公表されておまして、四半期ごとに内容の確認を行っているところでございます。

また、1週間ほど前に行いました市商工会との情報交換の中では、市内の商工業者から商工会への直接の支援の相談ではございませんが、情報としまして、原材料の入荷が難しくなり、仕事が止まっている状況がある。これは原材料が品薄の状況であるということでございますが、また、袋詰め用の袋が値上がりし、代替品の対応をしている。また、原材料不足で工期が延長しているなどの話があったということは、商工会のほうから聞いてはございます。現在のところ、不況業種に偏りはなく、様々な業種に様々な影響が出ておりますが、今現在、あくまでも業務上の工夫により対応してきている状況でございます。商工業者への具体的な支援につきましては、県の相談窓口や県の制度融資の紹介が主なものになっておりますが、これは国も含める中で、国、県、市が役割分担をして効果的に支援するべきであるとの考えからでございます、中小企業者の支援は県を中心に行うべきものと考えてございます。

以上でございます。

- 副委員長(有賀公子君) 土橋福祉総合支援課長。
- 福祉総合支援課長(土橋美和君) 飯島委員長のご質問にお答えします。

介護、医療、福祉関係各課をまとめまして、私のほうから一括してお答えをさせていただきます。

まずは、物価高騰に伴う資機材の確保なども含めた施設への影響とのことですが、各分野とも施設と情報交換をする中で、長引く物価高騰に厳しい経営を強いられている状況であることは、それぞれ認識をしております。このような中ですが、介護・福祉分野の施設においては、重大な支障が生じているといった報告は特段受けておらず、これについては県がこの分野の施設等に向けて給付している物価高騰対策支援金やサービス継続支援の補助金を着実に獲得するなど、各施設の経営努力によりおおむね安定した運営を維持していただいているものと受け止めております。

一方、医療機関につきましては、経営が極めて深刻な状況まで消耗しているとして、国の8年度補正予算による重点支援地方交付金を財源とした支援をとの要望書が、まさに先週、医師会か

ら提出されたところであります。これに対しましては、今後市の総合的な判断において対応してまいりたいと考えております。

また、サービス価格への転嫁についてであります。介護報酬や障害福祉サービス等報酬、また医療における診療報酬は、国が定める公定価格に基づいておりますことから、市独自でサービス価格を引き上げることは困難な仕組みとなっておりますが、本定例会初日に介護報酬の改定に係るシステム改修をご議決いただきましたとおり、今後も国の示す改定に合わせ、適切なタイミングでの対応を図ってまいります。市といたしましても、各施設、事業所等が安定的なサービスを継続して提供できますよう、今後とも関係法人等との連携を図りつつ、情報の把握に努めてまいります。

介護、医療、福祉関係についての状況は以上です。

- 副委員長(有賀公子君) 飯島委員長。
- 委員長(飯島孝也君) 高騰している金額に対して、例えば補助があつたりとか、あとは企業努力で対応しているということは分かったのですけれども、確保自体ができないみたいなことというのは各課で把握しているのでしょうか。資機材確保がもう難しいとかということで。お金が幾らあっても物がないとできないということになると思うので、資材というのですか、そういうものの確保というのはできている状況なのでしょうか。
- 副委員長(有賀公子君) 河合建設課長。
- 建設課長(河合健太郎君) お答えいたします。

今現在聞いている状況でいきますと、特に塗装、塗料系につきましては、使用時期等を事前に連絡をいただかないと確保が難しいというような話は聞いております。

以上です。

(「それ以外はない」と呼ぶ者あり)

- 建設課長(河合健太郎君) それ以外は、具体的には聞いておりません。
- 副委員長(有賀公子君) 有賀農林振興課長。
- 農林振興課長(有賀 博君) お答えいたします。

農業資材につきましては、現在のところ確実に供給が足りないというものについては、ハウスのビニールの素材になります。補助事業なんかですと、受注自体を去年に比べて7割にしてほしいとか、そういう情報もあつたのですけれども、今のところはそういったことは解消されているのかなというところであります。あとの資機材につきましては、おおむね足りている状況であるのですが、今後のことを踏まえると、聞き取り先は農協になりますが、農協でも代替品で桃の梱包の素

材とかを替えたり、キャップですね、その辺のことは農協も承知して考えているような情報はいただいております。

以上です。

○ 副委員長(有賀公子君) 林観光商工課長。

○ 観光商工課長(林 正樹君) お答えいたします。

本課で承知している情報といたしましては、先ほど、原材料の入荷が難しくなっているというお話をさせていただきましたが、これは市内の塗装業者さんでございます。やはり塗料の入りが遅くなっているとのことで、これは工期等に遅れを生じるようなものですが、全く入らないわけではないのですけれども、入手が困難になってきているという報告を受けてございます。また、袋詰め等の原材料に関しましては、先ほど申しましたように代替品で賄っておりますので、そちらは遅れることなく作業はしておりますが、物を替える作業をしていただいたところでございます。

以上です。

○ 副委員長(有賀公子君) 土橋福祉総合支援課長。

○ 福祉総合支援課長(土橋美和君) 障害福祉サービスに関してでございしますが、特に施設のほうから何か不足しているということは、申出はございません。ただ、県でもサービス提供に必要な設備だったり備品だったりというものの購入費についての補助金等も出ていますので、そういったものも活用されているというお話は聞いております。

以上です。

○ 副委員長(有賀公子君) 飯島委員長。

○ 委員長(飯島孝也君) 次の質問 に移ります。

介護保険関連、一般質問でお答えもありましたけれども、介護保険関連のニーズ調査が行われたということで、ニーズ調査も2つあったということ、一般質問の中で、答弁の中でもお答えいただいていたけれども、この内容ですとか結果のまとめ、これまでの計画を進めてきての課題、今後の新しい計画への反映の考え方などをご説明いただきたいと思います。

○ 副委員長(有賀公子君) 早川介護支援課長。

○ 介護支援課長(早川 崇君) それでは、飯島委員長のご質問にお答えいたします。

お手元にクラウドで冊子がお届けしてあるかと思っておりますけれども、令和7年11月に実施いたしました介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査について、委員長から1、内容や結果のまとめ、2、これまで計画を進めてきての課題、3、今後の新しい計画への反映の考え方について、現時点でお答えできる範囲でご説明、ご報告を申し上げます。

冊子が多岐にわたるもので、少しお時間をいただきたいと思いますが、説明にちょっと時間がかかりますが、よろしいでしょうか。

なお、本アンケート調査につきましては、今年3月に甲州市介護保険運営協議会に報告済みでありますので、その運営協議会に準じた説明、ご報告をいたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、アンケートの冊子、PDFがあると思いますが、ご覧いただきたいと思います。

まず、2ページの調査の目的をご覧ください。

これらの調査は、6月19日の一般質問でも答弁したとおり、介護保険制度等をめぐる今日の環境変化の把握とともに、次期甲州市高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画の策定に向けた基礎資料とするために実施したものでございます。

次に、調査の設計と回収状況ですが、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査につきましては、市内の65歳以上の方を対象に1,298人を無作為抽出いたしまして、74%に当たる960人から回答を得たものであります。また、もう一つの在宅介護実態調査につきましては、市内で要介護認定を受けている方を対象に、600人を無作為抽出し、69.8%に当たる419人から回答を得たところでございます。

続いて、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の内容ですが、4ページから61ページにわたって全部で60の設問にお答えいただいております。具体的な設問内容は、表紙裏の目次を見ると大変分かりやすいと思いますので、目次をご覧ください。

ほとんどの説明において前回、3年前と比較して調査を行っております。

まず、冒頭で(1)調査に回答する方を尋ねております。続いて、大項目として1、あなたの家族や生活状況について、2、体を動かすことについて、3、食えることについて、4、毎日の生活について、5、地域での活動について、6、介護予防について、7、就労について、8、助け合いについて、9、健康について、10、認知症に係る相談窓口の把握について、最後11は自由記載となっております。

次に、在宅介護実態調査の内容ですが、62ページから90ページにわたって全部で25の設問にお答えいただいております。具体的な設問内容は、同じく目次を見ていただくと分かりやすいと思いますが、冒頭で(1)調査に回答する方を尋ね、続いて大項目として、A、被介護者ご自身について、Bで主な介護者について、最後は自由記述となっております。こちらの調査は、全ての設問において前回3年前と比較して調査を行っております。

それでは、それぞれの調査において主な項目をピックアップして内容及びその結果をご説明い

たします。

最初に、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査をご説明いたします。

まず、5ページ、(2)の家族構成ですが、夫婦2人暮らし、配偶者65歳以上の方が39.5%で最も多く、次いで息子と娘の2世帯が30.5%、独り暮らしが20%、夫婦2人暮らし、これは64歳以下になりますけれども、その家庭が4.6%などとなっております。前回の令和4年度の調査と比較すると、夫婦2人暮らし、65歳以上でございますが、4.4ポイント、独り暮らしが3.5ポイント増加した一方、息子、娘との2世帯が23ポイント減少しております。結果、独居高齢者及び高齢者世帯の合計は全体の60%を超えており、身近に介護等を担ってもらえる存在がいない現状があることが懸念されているところでございます。

次に、10ページの(11)の昨年と比べた外出の頻度ですが、昨年と比べ、外出の回数が減っているかでは、「減っていない」が40.2%で最も高く、次いで「あまり減っていない」が37.4%、「減っている」が19.9%、「とても減っている」が2.1%となっております。前回調査と比較いたしますと、「減っていない」が3.5ポイント、「あまり減っていない」が8ポイントそれぞれ増加しております、「減っている」が8.6ポイント、「とても減っている」が2.9ポイントそれぞれ減少しております。

結果、数値だけ見ると外出の頻度は全体的に上がっておりますけれども、前回の調査は新型コロナウイルスのオミクロン株の感染が拡大した時期であり、社会全体が外出を控えた時期であったことから、調査としてはイレギュラーによる調査として捉える必要があるかと考えております。

次に、21ページの(5)地域での活動についての(29)問5の(1)会、グループ等への参加頻度ですが、いずれも「参加していない」の割合が最も高くなっております。「月1回以上の参加」が最も高かったのは、⑧の収入のある仕事という結果になっております。前回調査と比較いたしますと、①から⑧の全ての設問で「参加していない」の割合が減少しています。また、③の趣味関係のグループで、「月1から3」が2.8ポイント、⑦の町内会・自治会で「年に数回」が2.6ポイントそれぞれ増加しております。なお、「参加していない」の項目では、1、ボランティアグループが5.8ポイント、3、趣味関係のグループが7.9ポイント、⑦の町内会・自治会が5.4ポイント減少いたしました。

次に、先ほどの設問(29)地域活動等への参加頻度に関連した設問で、22ページでは(29)において、全てに参加していないと回答した方に、(30)として参加していない理由をお聞きいたしました。全てに参加していないと回答した方に、その理由をお聞きしております。理由としては、「仕事(畑)が忙しい」が26.2%で最も多く、次いで「集団の場が苦手だから」が25.8%、「地域の活動に関する情報を知らないから」が17.8%などとなっております。前回調査と比較いたしますと、「集団の場が苦手だから」及び「地域の活動に関する情報を知らないから」が6.4ポイント、

「移動手段がないから」が4.9ポイントそれぞれ増加した一方で、「コロナウイルス感染が心配だから」が27.5ポイント、「体調が悪いから」が4.7ポイントそれぞれ減少をしております。27.5ポイント減少した「コロナウイルス感染が心配だから」は、令和5年5月8日からコロナウイルス感染症が感染症法上での5類に位置づけられておりますので、時世に合ったやり方で地区行事や自治会の順次再開をした結果であると思われます。

次に、24ページの6、介護予防についてですが、(33)市の介護予防教室等への認知度では、市が行っている①すこやか脳トレーニング教室、②いきいき健康教室、③高齢者等の通いの場整備及び運営補助金、④家庭でできる筋力アップ体操の介護予防事業について、認知度を調査いたしました。

すこやか脳トレーニング教室の認知度では、「全く知らない」が38.6%で最も高く、次いで「あまり知らない」が34.1%、「ある程度知っている」が10.8%、「知っている」が9.0%でございました。前回と比較すると、知っている割合が1.6ポイント減少しております。

いきいき健康教室の認知度では、「全く知らない」が34.8%でこれもまた最も多く、次いで「あまり知らない」が30.2%、「知っている」が14.3%、「ある程度知っている」が14.1%となっております。前回調査と比較いたしますと、認知度に大きな差異はございませんでした。

次に、高齢者等通いの場整備及び運営補助金の認知度でございますが、「全く知らない」が46.5%で最も多く、次いで「あまり知らない」が33.2%、「ある程度知っている」が7.9%、「知っている」が4.1%という結果でございました。

家庭でできる筋力アップ体操、CATVの体操の番組でございますけれども、この認知度でございますが、「全く知らない」が34.1%で最も高く、次いで「あまり知らない」が24.9%、「知っている」が17.8%、「ある程度知っている」が16.6%となっております。前回と比較いたしますと、知っている割合が2.6ポイント減少しております。

この4つの事業について共通して言えることは、「あまり知らない」と「全く知らない」を合計すると半数以上の方にそれぞれの事業が認知されていないということが分かりました。

次に、27ページの(35)介護予防事業への参加するために必要な条件でございますけれども、「身近な地域で行われていること」が56.7%で最も多く、次いで「一緒に参加する仲間がいること」が43.0%、「参加した効果が実感できること」が34.6%、「内容について事前に分かりやすい説明がなされていること」が30%、「料金が安いこと」が28.0%などとなっております。

前回調査と比較いたしますと、「身近な地域で行われていること」が7.9ポイント、「料金が安いこと」が3.6ポイント、「一緒に参加する仲間がいること」が3.2ポイント、「身近な人からの声かけ」

が2.2ポイント、「内容について事前に分かりやすい説明がなされていること」が2.0ポイントでそれぞれ減少しております。

次に、28ページの7、就労については、今回の調査から新規で加えた設問になっております。(36)の現在の就労状況では、「引退した」が36.8%で最も多く、次いで「自営業」が26.9%、「非常勤、パート、アルバイト等」が14.8%、「常勤、フルタイム」が7.5%などとなっております。(37)の就労の引退時期につきましては、「2010年から2019年」が32.9%で最も多く、次いで「2020年以降」が30.9%、「2000年から2009年」が19.0%などとなっております。

次に、31ページの(40)看病や世話をしてくれる相手につきましては、「配偶者」が59.1%で最も高く、次いで「別居の子ども」が31.9%、「同居の子ども」が28.0%、「兄弟、姉妹、親戚、親、孫」が18.5%などとなっております。前回調査と比較いたしますと、「兄弟、姉妹、親戚、親、孫」が4.8ポイント、「同居の子ども」が3.8ポイント、「別居の子ども」が2.7ポイント、「配偶者」が1.5ポイントそれぞれ減少している結果となっております。

全体の傾向として、少しずつですが、病気で寝込んだ際に看病や世話をしてくれる相手が少なくなっていることが分かります。近い将来には、さらに少なくなることが懸念されております。

次に、42ページの(53)介護を受けたい場所については、「介護保険制度のサービスや福祉サービスを使いながら自宅で介護を受けたい」が45.7%で最も高く、次いで「老人ホームなどの介護施設に入所したい」が18.3%、「なるべく家族のみで自宅で介護を受けたい」が17.6%、「分からない」が13.4%などとなっております。

前回調査と比較いたしますと、「自宅で介護を受けたい」割合、「なるべく家族のみで自宅で介護を受けたい」と「介護保険制度のサービスや福祉サービスなどを使いながら自宅で介護を受けたい」の合計が3.6ポイント減少しております。しかしながら、自宅での介護を希望する方の割合は半数以上であり、施設介護を大きく上回っていることから、前回に引き続き入所サービスよりも在宅サービスという傾向が強く表れていると思います。

次に、46ページの(59)認知症になっても安心して暮らすために必要なことにつきましては、「認知症の症状があっても、入院・治療が継続できる医療施設の充実」が53.6%で最も高く、次いで「認知症の現状に応じた適切なサービス体制の充実」が52.5%、「物忘れ相談医や認知症専門医、医療機関など認知症の治療ができる病院の充実」が36.3%、「認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを推進すること」が26.3%などとなっております。

前回調査と比較いたしますと、「認知症の症状があっても、入院・治療が継続できる医療施設の充実」が5.0ポイント、「物忘れ相談医や認知症専門医、医療機関など認知症の治療ができる

病院の充実」が2.6ポイント、「緊急時に対応できる病院、施設の充実」が2.5ポイント、「認知症についての偏見のない地域」が2.3ポイントそれぞれ減少しております。それぞれのポイントは減少しておりますが、認知症に対して不安を感じている方は多くなっている傾向にあると考えております。

次に、47ページの(60)認知症相談窓口の認知度についてですが、認知症相談窓口を知っていますかとの問いに、「いいえ」が66.6%、「はい」が21.8%となっております。前回調査と比較いたしますと、「いいえ」が2.9ポイント減少しておりますが、高齢者が増加する中で認知度をさらに高める取組が求められております。

なお、48ページから61ページに記載した11の自由記載欄につきましては、時間の関係上、それぞれ見てご確認をお願いしたいと思います。

次に、在宅介護実態調査についてご説明いたします。冒頭でも説明いたしましたが、この調査対象は、介護認定を受けている方になります。

まず、65ページの(4)主な介護者については、「子」が59.3%で最も高く、次いで「配偶者」が24.5%、「子の配偶者」が9.4%、「兄弟、姉妹」が3.4%などとなっております。前回調査と比較いたしますと、「子」が10.1ポイント増加した一方、「子の配偶者」が6.5ポイント、「配偶者」が2.6ポイントそれぞれ減少しております。

続いて、同じページの(5)主な介護者の性別についてでございますが、「女性」が66.5%、「男性」が33.6%となっております。前回調査と比較いたしますと、「男性」が4.0ポイント増加した一方、「女性」が2.9ポイント減少しております。しかしながら、前回と変わらず介護者の半数以上は女性が担っていることが分かります。

次に、67ページの(7)主な介護者が担っている介護等の内容につきましては、「その他の家事、清掃、洗濯、買い物等」が83.5%で最も高く、次いで「金銭管理や生活面に必要な手続」が72.4%、「食事の準備、調理等」が71.5%、「外出の付き添い、送迎等」が67.8%などとなっております。前回調査と比較いたしますと、「認知症への対応」が3.9ポイント、「その他の家事、清掃、洗濯、買い物等」が3.1ポイント、「屋内の移乗、移動」が2.2ポイントそれぞれ増加した一方で、「外出の付き添い、送迎」が8.7ポイント、「日中の排泄」が5.2ポイント、「夜間の排泄」が3.9ポイント、「食事の介助(食えるとき)」が3.3ポイント、「入浴・洗身」が2.9ポイント、「身だしなみ、洗顔、歯磨き等」が2.3ポイントそれぞれ減少しております。

次に、70ページの(10)在宅生活の継続に必要と感じる支援サービスにつきましては、「特になし」が33.9%で最も高く、次いで「サービス、介護、福祉タクシー等」が25.1%、「外出同行、通

院、買い物など」が24.1%、「見守り、声かけ」が18.6%、「掃除、洗濯」が17.7%などとなっております。前回調査と比較いたしますと、「買い物」宅配は含みませんが、これが2.5ポイント、「外出同行、通院、買物など」が2.2ポイントそれぞれ増加した一方で、「特になし」が3.5ポイント減少しております。

次に、71ページの11、施設等への入所、入居の検討状況につきましては、「入所、入居は検討していない」が63.0%で最も高く、次いで「入所、入居を検討している」が21.0%、「既に入所、入居申込みをしている」が10.7%となっております。前回調査とは大きな差異はございません。

次に、74ページの16、介護保険サービスの利用状況につきましては、「利用している」が75.9%、「利用していない」が21.7%となっております。前回と比較いたしますと、「利用している」が3.1ポイント増加をしております。

次に、78ページの(20)仕事と介護の両立に必要な支援につきましては、仕事と介護の両立に効果があると思う勤め先からの支援では、「介護休業、介護休暇等の制度の充実」が27.7%で最も高く、次いで「自営業、フリーランス等のため勤め先はない」が27.2%、「就労時間の柔軟な選択、フレックスタイム制など」でございますが、これが20.7%、「制度を利用しやすい職場づくり」が15.2%などとなっております。

前回調査と比較いたしますと、「介護休業、介護休暇等の制度の充実」が7.1ポイント、「就労時間の柔軟な選択、フレックスタイム制など」でございますが、これが4.5ポイント増加した一方、「制度を利用しやすい職場づくり」が2.4ポイント、「介護をしている従業員への経済的な支援」が2.2ポイントそれぞれ減少しております。

次に、80ページの(22)現在の生活を継続していく上で不安に感じる介護等については、「認知症への対応」が29.1%で最も高く、次いで「夜の排泄」が24.2%、「外出の付き添い、送迎」及び「食事の準備、調理等」でございますが、17.7%、「入浴・洗身」が15.7%、「日中の排泄」が13.7%などとなっております。

前回と比較いたしますと、「屋内の移乗、移動」が2.2ポイント、「食事の準備、調理等」が2.1ポイントそれぞれ増加した一方、「入浴・洗身」が4.1ポイント、「日中の排泄」が2.8ポイント、「夜間の排泄」が2.6ポイントそれぞれ減少しております。この結果から、在宅介護においては認知症への対応や排泄、食事、送迎等に不安を感じる割合が高いことが分かります。

なお、40ページから90ページに掲載した自由記載につきましても、時間の関係上それぞれご確認をお願いしたいと思います。

以上、長くなりましたが、調査の内容と結果のまとめについては終了いたしました。

続いて、これまで計画を進めてきての課題につきましては、今期計画は、年度末までまだ約10か月の計画期間を残しておりますけれども、単身高齢者や高齢者世帯の増加、介護サービスの安定的な確保、認知症支援に向けた対応などが課題となっております。支援を必要とする高齢者のさらなる増加が見込まれる中、サービス体制の維持、強化が求められております。

今年度に策定する次期計画につきましては、これらの課題を反映しつつ、必要な対応策等を盛り込みながら、介護予防はもちろん、認知症対策、在宅医療と介護の連携強化など、高齢者の方が住みよい住み慣れた地域で暮らすことができる支援サービスをさらに実行するため、介護保険運営協議会と協議を行いながら進めてまいりたいと考えております。

以上、大変長くなりましたが、介護保険関連のニーズ調査についてご説明いたしました。よろしくお願いいたします。

- 副委員長(有賀公子君) ありがとうございます。

今の説明に対して質問はございますか。

(発言する者なし)

- 副委員長(有賀公子君) ないので、委員長を交代いたします。
- 委員長(飯島孝也君) 長い説明ありがとうございました。当局の皆さんにおいては、昼休みにもかかってしまって大変申し訳ございませんでした。

ここで暫時休憩をさせていただきます。

再開を13時10分といたします。

休憩 午後0時08分

再開 午後1時09分

- 委員長(飯島孝也君) 再開いたします。

次に、荻原委員。

- 委員(荻原哲也君) では、よろしくお願いいたします。

私からは、シルバー人材センターについてということでお伺いしたいと思います。

今回のご質問を用意する段階において、実は、実際に地域の方で70代の方なのですが、やはりシルバー人材センターのほうに登録をされておまして、令和6年から免責、保険でしょうね、事故の場合の保険とかに対して、免責要項が5万円まで自己負担というような状況になっているということを受けて、やはり精神的な負担という方も大きい中で、できればそういったものについてみても緩和するような流れとかができないかなというような相談を頂戴しました。そういう

中で、実際に大口発注者である随契の関係でも市のほうからシルバー人材センターには発注等もされていると思うのですが、そういった状況等をつかまれているかということの中で、4つほどお聞きしたいと思っております。

まず1つ目なのですが、市発注業務における事故リスクの認識ということで、過去3年間の物損事故の件数、また会員による損害賠償責任免責5万円についてということの把握ということでお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○ 委員長(飯島孝也君) 林観光商工課長。

○ 観光商工課長(林 正樹君) お答えいたします。

まず、過去3年間の物損事故の発生件数についてでございます。

市発注の業務についての物損事故につきましては、令和7年度が0件、令和6年度が1件、令和5年度が1件となっております。ちなみに、シルバー人材センターに確認しますと、今年度の甲州市の契約件数が、今のところ88件となっておりますので、これは通年やっているものが多いと伺っておりますので、大体毎年これぐらいの数かなと承知をしてございます。また、同じくシルバー人材センターに確認をさせていただきまして、損害賠償責任の免責につきましては、議員ご指摘のとおり、昨年度は5万円までとなっておりますが、本年度からは3万円ということになっているようでございます。これは、シルバー人材センターと保険会社との契約によって定められておりまして、その契約の中で、令和8年度については免責が3万円となったところと聞き及んでございます。また、この辺の免責内容等につきまして、詳しく私どもが確認させていただいたのも、今回シルバーさんと確認したのが初めてというところでございます。

○ 委員(荻原哲也君) ありがとうございます。今年度から5万円が3万円になったという状況は、今承知いたしました。5万円が3万円になったからという部分もあるのでしょうか、やはり労賃という形で頂戴するのは、大体今日も話をしていますけれども、最低賃金という部分で考えても1,000円強ぐらいの金額だと思います。そういう中で、例えば3万円といいますが、やはり8時間働いて4日分ぐらいですか、そのぐらいはある意味自身で飛び石みたいな物損があった場合については負担をしなくてならないという状況は変わらないと思います。

そういった部分で思うところで、2つ目の質問なのですが、市の契約、積算におきまして、言ってみれば飛び石のリスクというのでしょうか、例えば刈払い機を使って清掃する際に、そういったリスク管理という部分での安全対策費というものは、業務発注の際に経費として積算されているのかどうかということを確認したいと思います。よろしくお願いいたします。

○ 委員長(飯島孝也君) 林観光商工課長。

○ 観光商工課長(林 正樹君) お答えいたします。

市とシルバー人材センターの契約につきましては、労務費プラス事務費を委託料として支払っておりますので、表立った項目として事故防止の経費というものは積算には含まれてはございません。ただ、事務費につきましては、事務費一般ですので、職員の給与ですとか光熱水費等もその中に含まれておりますので、その中に先ほど申しました保険会社との契約の費用等も一部含まれているという認識でございます。

また、当たり前ではございますが、事故発生時につきましては、シルバー人材センターが加入している傷害保険や損害保険で対応するということになってございます。

以上でございます。

○ 委員長(飯島孝也君) 萩原委員。

○ 委員(萩原哲也君) ありがとうございます。

今のお話の中で、事務費の中にそういった安全対策にも関わる、例えばつい立て等々を立てながら飛び石防止をしたり、あとはある意味誘導みたいな方も多分そういった形の中に入っているという形は認識することができました。ありがとうございます。

3つ目になるのですが、今、心理的な重圧というか、5万円と、今は3万円ですが、そういった部分での負担のおそれというものがある中で、やはり業務を辞退までするかはあれかもしれませんが、やはり躊躇するというような流れがあると思います。そういう中で、これから公共施設であるとか公園整備等々で、もしかしたらこういった支障等々も出るかもしれないというようなことも懸念するわけですが、その辺の感覚というか認識みたいなものはありますでしょうか。

○ 委員長(飯島孝也君) 林観光商工課長。

○ 観光商工課長(林 正樹君) お答えいたします。

シルバー人材センターの事務局とも確認いたしましたが、私どもの発注している事業、その他の事業を含めまして、現在まで免責要件の負担があるために業務を辞退されたということはないと伺ってございます。また、事故があった場合などは会員が免責対応をしているとのことでございます。

シルバー人材センターとの確認の中では、シルバー人材センターの現状といたしましては、今の企業などの定年年齢が上がったことによる会員数の不足でありますとか、また1年1年、会員も年を取っていきますので、会員年齢の高齢化などの会員の確保のほうは今問題であると伺っております。

以上でございます。

○ 委員長(飯島孝也君) 荻原委員。

○ 委員(荻原哲也君) 今のお話ですと、シルバー人材センターからすると人員確保が一番の問題であるというような認識ですけれども、ぜひ会員さんのある意味そういった心理的な負担という部分もある意味加味していただくような形で調整とかができればいいと思っております。

最後、4番目の質問なのですけれども、令和8年、今年から、4月から先ほどお話があった事務費については、12%から15%に上がっていると思います。昨今の物価高騰等の影響もあらうとは思いますが、事務費自体が上がったという部分の中で、先ほど申しました安全対策というのでしょうか、あとは保険料というようなお話もございましたが、そういったものも一部負担していただくようなことがあれば、会員負担も軽減されるのではないかという考えもあるのですが、そういった大口発注者としての市としてセンターのほうに助言や指導というようにすることができるのかどうかということをちょっとお聞きしたいと思います。

○ 委員長(飯島孝也君) 林観光商工課長。

○ 観光商工課長(林 正樹君) お答えいたします。

事務費の引上げにつきましては、昨年9月のシルバー人材センター理事会におきまして、令和8年度からの事務費の改定が議決をされた経緯がございます。そのときの提案理由を確認いたしますと、「コロナ禍以降継続している物価高騰により、光熱費、消耗品等の生活関連経費が引き上げられており、今後もこのような状況が続くことが想定されています。当センターにおきましても、諸経費の削減等に努めてまいりましたが、逃れ難い状況となってきたため、今般、事務費及びセンター業務委託料の改定を行うものです。」となっております。

したがいまして、令和8年度から3%引き上げて15%となっておりますが、これは提案理由のとおり、事務費イコール運営費ということで、経費全般に充てられているものでございますので、シルバー人材センターとしましてもやむを得ない理由で事務費の引上げを行っておりますので、その引上げの際の理由に免責案件につきましては理由とはなってございませんので、直接的に免責について助言、指導というわけにはもちろんいきませんけれども、確かに今までの事故ですと、やはり刈払い機で飛び石が飛んでガラスを割った、ドアを壊したというものが出てございますので、より高齢者の雇用対策になってございますので、その辺がより働きやすくなるようにシルバー人材センターのほうとは、今後市のほうでことあるごとに協議をしていきたいと思ひますし、議員さんからは一石を投じていただいたと感じてございます。

以上でございます。

- 委員長(飯島孝也君) 荻原委員。
- 委員(荻原哲也君) ありがとうございます。ぜひその認識の下、シルバー人材センターとの協議等もまた深めていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。
- 委員長(飯島孝也君) この件に関して、重ねて質問がある方、いらっしゃったらお願いいたします。

(発言する者なし)

- 委員長(飯島孝也君) では、次の質問に移ります。
渡邊委員。
- 委員(渡邊敬介君) では、私のほうからは、世界農業遺産関連の取組についてお伺いいたします。

世界農業遺産の認定に関しましては、やはり甲州市を含め果樹農業システムを基に認定されていると思うのですが、そこにはやはり、ぶどう棚や石垣といったものの在り方の部分が認定されていると思います。それは個々のものではなく、公共のものという考える視点もあるのではないかというのを踏まえて質問させていただきます。

まず、景観の保全について、ぶどう棚や、また石積みの築造技術の継承について、どのように活動などを把握されているかを教えてください。

- 委員長(飯島孝也君) 有賀農林振興課長。
- 農林振興課長(有賀 博君) 渡邊委員の質問にお答えします。

世界農業遺産につきましては、峡東地域におけるぶどうの棚栽培、いわゆる甲州式ぶどう棚は、地域の地形や気候に適応しながら発展してきた独自の技術であり、棚かけや石積みなどの築造技術とともに特色ある農業景観を形成する重要な要素となっております。

一方で、これらの技術は日常的に行われるものではないことから、担い手の減少に伴い、その継承が課題となっております。しかしながら、本地域では農業者同士が支え合いながら技術を伝えていく共助の取組が進められております。具体的には、棚かけに従事してきた農業者等を棚掛けマイスターとして認定し、講習会や現地指導を通じて技術の継承を図っております。毎年多くの講習会への参加希望者がおりまして、主体的な取組が広がっておりまして、市としても、こうした共助の取組を基本として、その持続的な活動を支援していくことが重要であると認識しております。

以上です。

○ 委員長(飯島孝也君) 渡邊委員。

○ 委員(渡邊敬介君) ありがとうございます。

今お話しいただきまして、棚掛けマイスターとかの協力、地元の協力を得ているというところなのですが、私も前回、一般質問で伝統芸能のところでの質問のときに、やはり他市のほうでは技術の録画や、口伝ではない部分の技術の継承というものも考えられている地域もあるそうなので、ぜひそこもまた検討していただけたら、より人だけではなくて、幅を広げた形での継承につながる可能性がありますので、一度研究していただければと思います。

では、続きましてもう一点なのですけれども、今おっしゃっていただいて、本当にこの世界農業遺産に関しましては、やはり今後継承していくに当たって、共助と公助の組み合わせというのが本当に大切になってくると思います。実際、今おっしゃっていただいたように、ボランティア的にみんなで協力し合えばいいのですけれども、実際、担い手は育成できたとしても、棚の修繕や保全、また自然景観の崩れといったものに対しまして、市として何かまた支援、保険という部分を踏まえた支援金、共済制度の取組などをもし考えているようであれば教えてください。

○ 委員長(飯島孝也君) 有賀農林振興課長。

○ 農林振興課長(有賀 博君) お答えします。

先ほど答弁させていただいたのは共助の部分というところではありますが、公助の部分として、持続的な活動をこれからも市にしていこうということは認識をしているところなのですが、そういう観点から、世界農業遺産推進協議会のほうで、今年からなのですが、補助制度を創設しました。

その中には、耕作放棄地等の再生時に棚を設置する、その際に支援をするというメニューも含まれておりますので、補助を開始するのはまだ少し先になってしまいますが、協議会のほうではそのようなことも今年度から開始する予定となっております。

先ほどおっしゃった保険制度になりますが、市単独ですとか協議会での創設というのはなかなか課題が多いのかなとは思っています。なので、既存の災害等に対応した共済制度というのは、農業共済さんのほうでもやっておりますので、そちらのほうの加入促進だとか、今後必要に応じた支援策のほうについては、研究、検討していくということになるかと思います。

以上です。

○ 委員長(飯島孝也君) 渡邊委員。

○ 委員(渡邊敬介君) ありがとうございます。

恐らく農業共済になると、収入、収穫の保障になると思うのですけれども、実際担い手が増えたとして、やはり先ほどおっしゃったぶどう棚の特殊な援助や、そういった部分の補助というか、補

修に対する市からのやはり世界農業遺産という目線で見たととき、やはり個人のものであっても公共のものとして見たときの市の補助というのは、これから絶対必要になってくると思いますので、そこも検討していただけたらと思います。

- 委員長(飯島孝也君) 大丈夫ですか。この件に関しては大丈夫ですか。

(発言する者なし)

- 委員長(飯島孝也君) 次の質問に移ります。

高野委員。

- 委員(高野浩一君) 塩山駅南口県道整備について伺います。

まず1つ目として、事業のスケジュールについて伺うのですが、現時点で地権者から寄せられている意見。そういう地権者からの意見と、あと住民説明会の時期というのは、見えているのであれば確認します。

- 委員長(飯島孝也君) 野田都市整備課長。

- 都市整備課長(野田一寿君) 高野委員の質問にお答えいたします。

まず、都市計画道路事業につきましては、都市計画法などの関係法令に基づき、所定の手続を経て都市計画決定を行っております。その過程では、地域住民を対象とした説明会を開催するとともに、都市計画案の縦覧、それから意見書の受付、住民や利害関係者の皆様からご意見を伺う機会を設けながら手続を今まで進めてきました。

また、都市計画決定後の事業着手に当たりましては、地権者の皆様を対象とした事業説明会を既に実施しております。事業内容について今まで説明会を行ってまいりましたので、令和7年度から事業着手ということで、現在事業課でもう既に進んでおります。現在は現地測量等を進めているところでありまして、測量の実施に当たりまして、またさらに地域への回覧、それから地権者への通知を行うとともに、個々の地権者の皆様宅へ説明、対応等は丁寧に進めているところであります。

以上です。

- 委員長(飯島孝也君) 高野委員。

- 委員(高野浩一君) そうしましたら、今の説明会はまだ既に実施しているというところの確認ができたのと、あと直近の、ここ1、2年のスケジュール、今ご答弁いただいた以外のこの直近の1、2年のスケジュールを確認したいのと、あとは最終的な完成目標時期というのを確認させてください。

- 委員長(飯島孝也君) 野田都市整備課長。

- 都市整備課長(野田一寿君) お答えいたします。

直近のスケジュールでいきますと、今現在基盤となる現地の測量を昨年度行いました。それに伴って電線共同溝、ここ全部全線地中化を行いますので、電線共同溝の予備設計を発注しております。

今後につきましては、その後また個々の地権者等に県のほうも説明に行き、こうなります、道路はこうです、という説明を一通り行った上で、次の段階に進もうと、今県とそんな話をしているところであります。

道路の詳細設計等が今年度発注しておりますので、ここで来年に向けて道路構造に関する詳細の設計が仕上がるという段階です。その後、各々の土地、面積、それで確定が取れたところで、次はいよいよ建物とか、それから補償物件となるもの、こういったものの調査を進めて、その後初めて用地交渉に入っていきます。最終的には全て売買の契約が済んだところで工事発注をして完成へと向かうのですが、現在の完成の予定年度は令和17年度、ここを完成目標として進んでいるところであります。

- 委員長(飯島孝也君) 高野委員。

- 委員(高野浩一君) では、ちょっと視点を変えて、地域の活性化にどのように寄与するかというところで、2つほど伺います。

今回の整備をすることによって、周辺市街地の活性化をどのようにこの道路と結びつけていращやるのかを確認します。

- 委員長(飯島孝也君) 野田都市整備課長。

- 都市整備課長(野田一寿君) お答えいたします。

活性化につきましては、まず1つ目としましては、やはり駅前のホテル進出で観光商工課とも話をしておりますが、滞在型観光を進めているというのがまず1点。それから、また駅を中心としたそれぞれのネットワークの強化、それから安全・安心な道路空間の確保、交通の利便性の向上、それから防災機能の強化に基づいた中で、地域の活性化、にぎわいの創出を行っていくということが、やはりこの道路の重要なポイントとなっております。また、さらに付け加えますと、昨年度策定しました立地適正化計画、これにより、やはり幹線道路が通ることによって、現在の用途地域となっている於曽公園周辺という表現がよろしいのかですが、やはり奥まったところの畑に現在なっているようなところも、これも用途地域に全て指定されておりますので、こういったところが現在、せっかく用途地域になっているのに、道がない、道が狭過ぎるというようなところで、全て低未利用地扱いになっています。いわゆる利用ができない土地ということです。ですから、今

後この幹線の道路が通ることによって、その土地の利活用というものも大きく、明るく変わってく
ると思いますので、こういったところへ様々な民間企業が入っていただいたり、それから居住空
間の創設ができたり、こういったものの中で、やはり、この都市計画道路の中でも人口減少対策
とか、そういったものに大きく発展していく可能性がありますので、今後そういった駅前、地域の
活性化に向けてさらに都市計画道路の推進をしていきたいと考えております。

- 委員長(飯島孝也君) この件について、皆さんから質問はございますか。

(発言する者なし)

- 委員長(飯島孝也君) 休憩時間までの追加ということで、私から追加をさせていただいており
ます。

黄色いごみ袋について、黄色いごみ袋の費用の中にごみの処理代が含まれているものかどう
か。含まれていないとしたら、今後どう考えているのかということをお尋ねします。

矢口環境課長。

- 環境課長(矢口成彦君) お答え させていただきます。

本市が導入している指定ごみ袋制度におきましては、ごみ袋の価格にごみ処理費用は含まれ
ておりません。本市の制度は、いわゆる単純指定ごみ袋制度と呼ばれるもので、市民の皆様にお
支払いいただいているごみ袋の代金は、ごみ袋そのものの製造コストや流通経費、そして販売
店の利益のみで構成されております。

本市のごみ袋にごみ処理料を上乗せする今後の部分についてですが、第一に市民の皆様の経
済的負担を安易に増やさないことを重視しているため、今の制度を導入しております。現在の単
純指定ごみ袋制度は、袋の製造や流通に関わる実費のみを反映する仕組みであり、制度として
の分かりやすさや透明性が確保されているところであります。また、ごみ処理費用を価格に含め
るごみ有料化については、一定の減量効果が指摘される一方で、不法投棄の増加や生活弱者
への負担といった課題も懸念されているところであります。

本市としましては、まずは現行制度の下で分別の徹底と減量化の推進を図ることが重要である
と考えております。

- 委員長(飯島孝也君) ありがとうございます。

その他の件については以上とさせていただきます。ありがとうございます。

当局の皆さんにおかれましては退室をお願いいたします。

- 委員長(飯島孝也君) 引き続き、請願について、「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願の取扱いについて、皆さんからの発言を引き続き求めたいと思います。

荻原委員、発言はありますか。

荻原委員。

- 委員(荻原哲也君) 午前中は審議ありがとうございました。午前中の審議の中で、一部採択、要は意見書の中で求めている項目1と項目3については理解できるという中でのその部分について、一部採択という形を意見としてつけて、本会議のほうで採決というようなお話もあったと思うのですが、そういったことが可能であれば、そういった流れができるとうろしいのかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

- 委員長(飯島孝也君) 取扱いについて、荻原委員からの発言がございました。これについて、皆さんからのご意見を伺いたいと思います。

高畑委員。

- 委員(高畑一幸君) 荻原委員のほうで一部採択にしたらいいのかという、そういう問われ方をされても、我々は採択か不採択かをここで決めるという審議をしている中で、では、そうなったら出しますよという出し方は、これはもう全然ルール違反だと私は思いますので、一部採択にしますと言って提言をしていただいて、それを審査するのであればまだ分かりますけれども、その前段階でそれを言われてしまうと、さっき僕が言いました一部採択ということは、一部分は否定したことになる話になってしまうので、それを出されるのであれば、もう出し直しをすばとやってもらったほうが次の審議につながるのではないかと私は思うのですけれども、急を要している請願であるならば、もうそのまま出して通していただかないと、ここで採択する意味がないではないですか。だからこのまま行って委員長が採択と言ったときに、どういう結果が出るかは、今ここにいる委員の皆様が決めることなので、その後の本会議での審議になるではないですか。採択になるではないですか。だから、一部にします。では、言葉を訂正しますというような出し方をするのであれば、もう出し直してしまったほうがかっこいいし、それに対してみんなの思いが、提出者の思いが汲める部分も出てくるのではないかと僕は思うのですけれども。委員長の取りまとめをお願いいたします。

- 委員長(飯島孝也君) 取りあえずどうするかというところでいいますと、ちょっと一部採択といいましても、一部採択というのはどこが、どこの一部を採択するのか、今、取りあえず皆さんからご意見いただいて、項目2を削除すればなんていう話もありましたけれども、それについて、まだ

賛同もいただいていないので、今のところで、今の議論でいうと、採択か不採択かということになります。改めて、この部分については採択をして、ここについては削るとか、そういうご意見が改めて出て、それが統一の意思として出せるのであれば、それはそういうことにしますけれども、今のところ意見としていただいているだけなので、取りまとめという方向には今ないと思いますので、採択、不採択ということになろうかと思います。それを踏まえて、皆さんご意見をいただきたいと思います。

今の状態だと、この請願について採択、不採択を問うということです。それ以上に皆さんの意見が出れば別ですけども、今の状態であれば、採択、不採択をするという決断をするというところになると思います。今、荻原委員は一部採択というのもどうかということですけれども、それであれば出し直したほうがいいのではないかという意見もありましたので、それを踏まえると、今のところ採択、不採択という選択しか残っていないという状況になります。

荻原委員。

- 委員(荻原哲也君) 出し直すというのは、一応取下げで出し直すということをおっしゃっておられるということですよ。そういうことですよ。実際、今回請願という形で最低賃金のことを出させてもらっていますので、これについて、やはり一応審議というか、採決というものをさせていただいて、もちろん審議の中でも出てくる問題だと思うのですけれども、その上で、出し直しではなく改めて出すということも、今回協議をされる中で、1,700円、2,000円という数字に対してのご意見も頂戴していますので、そういった部分も踏まえた中で、改めて9月という形についても考えてはおります。ただ、先ほど午前中の話の中で、一部採択というようなお話もありました。あとは皆様からご意見をいただく中で、1、3については全国一律という部分と、それに対する国の補助というものに対してはご理解いただいているというニュアンスの話もいただいておりますので、先ほど僕のほうで一部採択といったようなお話もさせていただいたのですけれども、そういう中で、取り下げずにこのまま審議というか、採択をしていただくという流れに至ってもよろしいかとは思います。

- 委員長(飯島孝也君) 私としては、委員長報告で採択、不採択にしても、それなりの理由を付して報告しようと思っています。それについての材料がちょっとまだ足りないので、お話をいただけるのだったらお話をいただきたいと思います。

荻原委員。

- 委員(荻原哲也君) 今の委員長の報告の中でというお話もございまして、やはり、審議経過というのでしょうか、皆様からの意見というものについても反映していただいた中で、まるっきり否

定というような形ではなく、やはり最低賃金のアップというものは、正直大事なテーマだと思いますので、そこについての言及はしていただく中で、先ほどの項目2という部分についてはというようなことを、もしあれでしたら言及していただけるとありがたいと思います。

○ 委員長(飯島孝也君) 高野委員。

○ 委員(高野浩一君) ちょっと3つの項目のところに今触れているので、私の意見としますと、2の意見は、先ほどの皆さんの議論のとおりで1,700円と2,000円というのは、ちょっと金額的にというところもあります。私は3番目もちっと賛同はしかねるという立場で発言をさせていただきます。

不足分を結局、中小企業への支援策というのを国なのか、自治体なのか、それを支援するということは、そこに財政負担が伴うわけで、それをちょっと期間が分からない、何年続くか分からない中で、財政負担を長期間強いるというのは、それは今の社会の仕組みとして、そこに国のお金をずっと投じるというのは、ちょっといかがかなと思うので、私は3番についても賛同はしかねます。

以上です。

○ 委員長(飯島孝也君) 荻原委員。

○ 委員(荻原哲也君) 3のことなのですがけれども、やはり国として補助をするという部分で、やはり先ほどお話をしましたけれども、要は個人消費という部分、そちらがやはり6割を占めるという中で、やはり個人消費を喚起していかないといけないと、そういう中での最低賃金に対しての補助というのは、もちろん期間がというところは、はっきりはもちろん申し上げませんが、やはり喫緊の部分で考えた場合については、国の補助がなければこの制度自体というか、なかなかアップという部分にはつながらないと思うのです。だから、やはりこれはもうセットで、最低賃金一律、全国一律の改正と、やはりそれに対しての裏づけとして、国のしっかりとした支援ということで、もちろん今回は年限とかはもちろんうたってはいませんけれども、それがなければ、多分仕組み自体がまず立ち行かないと思いますので、これはぜひセットという形でご理解いただけたらありがたいと思います。

○ 委員長(飯島孝也君) ほかに取扱いについて発言があればお願いいたします。

(発言する者なし)

○ 委員長(飯島孝也君) いろんな意見を踏まえて、私は採択、不採択であっても意見はそれなりに委員長報告でまとめさせていただきたいと思いますが、採択、不採択の決を採りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

高畑委員。

- 委員(高畑一幸君) 私は先ほどの答弁させていただいたとおり、継続を希望しますので、採決には参加いたしません。

- 委員長(飯島孝也君) 継続ですね。継続については、ちょっとここで一応取扱いを、私は決を採りたいと思いますので、採決に参加されない方は、採決に参加されない形で退席なり、採決に参加しない形の意味を表明していただければ、それで結構です。

起立による採決を行います。

請願第1号について、原案のとおり採択すべきものと決するに賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 委員長(飯島孝也君) 起立少数であります。

よって、請願第1号については不採択すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託された事件は全て審査を終了いたしました。

これにて委員会を散会いたします。

副委員長に挨拶をお願いいたします。

- 副委員長(有賀公子君) 皆様、長時間お疲れさまでした。

以上で厚生経済常任委員会を終了いたします。

[散会 午後1時48分]